

満了後のたしかな安心のために・・・  
大切な制度のご案内です  
必ず内容をご確認ください

一般社団法人北海道医師会  
リスタート保険のご案内

リスタート保険

三大疾病保障制度

📄 1ページ

一時払傷害保険

📄 16ページ

其他のお取扱いについて 📄 5ページ

注意喚起情報 📄 9ページ

ご成立までのスケジュール 📄 32ページ

契約概要 📄 8ページ

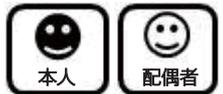
一時払傷害保険のお取扱いについて  
【損害保険】 📄 16ページ

契約概要と注意喚起情報をP8～P12へ記載しております。ご加入を希望される場合には、契約概要と注意喚起情報の内容について、ご加入前に必ずご確認ください。

# 三大疾病保障制度

リビング・ニーズ特約、代理請求特約[Y]付無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

この制度は満了後の以下の保障の確保を主な目的としており、在職中「三大疾病保障オプション」にご加入されていた方のみお申し込みいただけます。ご加入にあたってはご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

## 主な保障内容・保険料等（契約概要部分）

**特長** ① 健康告知は不要です。

**特長** ② 所定の「悪性新生物（がん）」と診断確定されたとき、または「急性心筋梗塞・脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき、「急性心筋梗塞・脳卒中」で所定の手術を受けられたときに特定疾病保険金をお支払いいたします。

**特長** ③ 万一（死亡または所定の高度障害状態）のとき、死亡・高度障害保険金をお支払いいたします。  
※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

**特長** ④ 保険料は口座振替による新年払となります。  
※初回保険料および全期前納保険料はお振り込みいただきます。

**特長** ⑤ ご加入時の保険料率は満期まで同一です。

● 保険期間は契約日から80歳まで。  
※年齢は保険年齢です。

● 所定の「悪性新生物（がん）」と診断確定されたとき、または「急性心筋梗塞・脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき、「急性心筋梗塞・脳卒中」で所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

100・200・300・400万円

● 死亡・所定の高度障害状態のとき

死亡・高度障害保険金

100・200・300・400万円

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は、重複してお支払いしません。

余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます（リビング・ニーズ特約）。

保険金等のお支払いについて、「三大疾病保障制度のお取扱いについて」および「ご契約のしおり 約款」に詳細が記載されています。必ずご確認ください。

# 保険金のお支払いに関するご注意

**!** 被保険者が責任開始（復活）の時以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
●悪性新生物（がん）	責任開始（復活）の時前を含めてはじめて※2 悪性新生物と診断確定※3 されたとき ただし、「乳房の悪性新生物（乳がん）」については、責任開始（復活）の日からその日を含めて90日を経過した後、責任開始（復活）の時前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	責任開始（復活）の時以後に発病した疾病※5 を原因として、急性心筋梗塞を発病※5 し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6 が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7 を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	責任開始（復活）の時以後に発病した疾病※5 を原因として、脳卒中を発病※5 し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7 を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	-
高度障害保険金	責任開始（復活）の時以後に発生した傷害または疾病※5 により所定の高度障害状態になられたとき	-

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）普通保険約款「付表」対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、責任開始（復活）の時以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始（復活）の時前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見（生検）により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合（UICC）のTNM分類が「Ta」（膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん）、「Tis」（上皮内がんまたは非浸潤がん）はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発生」および急性心筋梗塞・脳卒中の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時を含みます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

## 保険料

【保険期間】80歳満了

【払方】新年払（口座振替扱）

保険金額 保険年齢	100万円		200万円		300万円		400万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
61歳	63,910円	32,860円	127,820円	65,720円	191,730円	98,580円	255,640円	131,440円
62歳	66,610円	34,010円	133,220円	68,020円	199,830円	102,030円	266,440円	136,040円
63歳	69,430円	35,180円	138,860円	70,360円	208,290円	105,540円	277,720円	140,720円
64歳	72,370円	36,380円	144,740円	72,760円	217,110円	109,140円	289,480円	145,520円
65歳	75,450円	37,620円	150,900円	75,240円	226,350円	112,860円	301,800円	150,480円
66歳	78,680円	38,930円	157,360円	77,860円	236,040円	116,790円	314,720円	155,720円
67歳	82,090円	40,320円	164,180円	80,640円	246,270円	120,960円	328,360円	161,280円
68歳	85,650円	41,860円	171,300円	83,720円	256,950円	125,580円	342,600円	167,440円
69歳	89,420円	43,550円	178,840円	87,100円	268,260円	130,650円	357,680円	174,200円
70歳	93,250円	45,330円	186,500円	90,660円	279,750円	135,990円	373,000円	181,320円

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで

記載の保険料は、2020年1月1日時点の基礎率により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料も改定されることがあります。

※上表以外の保険年齢に該当する方は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

# 全期前納保険料

【保険期間】80歳満了

【払方】新年払（全期前納）

保険金額 保険年齢	100万円		200万円		300万円		400万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
61	1,207,760	620,980	2,415,520	1,241,960	3,623,280	1,862,940	4,831,040	2,483,920
62	1,192,890	609,070	2,385,780	1,218,140	3,578,670	1,827,210	4,771,560	2,436,280
63	1,174,670	595,200	2,349,340	1,190,400	3,524,010	1,785,600	4,698,680	2,380,800
64	1,152,720	579,470	2,305,440	1,158,940	3,458,160	1,738,410	4,610,880	2,317,880
65	1,127,010	561,940	2,254,020	1,123,880	3,381,030	1,685,820	4,508,040	2,247,760
66	1,097,240	542,900	2,194,480	1,085,800	3,291,720	1,628,700	4,388,960	2,171,600
67	1,063,340	522,280	2,126,680	1,044,560	3,190,020	1,566,840	4,253,360	2,089,120
68	1,024,420	500,670	2,048,840	1,001,340	3,073,260	1,502,010	4,097,680	2,002,680
69	980,680	477,620	1,961,360	955,240	2,942,040	1,432,860	3,922,720	1,910,480
70	929,990	452,080	1,859,980	904,160	2,789,970	1,356,240	3,719,960	1,808,320

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢60歳＝満59歳6ヵ月を超え満60歳6ヵ月まで

記載の保険料は、2020年1月1日時点の基礎率等により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率等により決定しますので、今後の基礎率等の改定により保険料も改定されることがあります。

※上表以外の保険年齢に該当する方は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

# 三大疾病保障制度のお取扱いについて

<p>加入資格</p>	<p>「三大疾病保障オプション」に本人の満了日直前までご加入の本人および配偶者</p> <p>※「三大疾病保障制度」加入（予定）日現在、保険年齢が61歳～70歳の方が対象となります。</p> <p>※ご加入の機会は本人の満了時の1回限りとなります。</p> <p>※お申し込みいただける保険金額は「三大疾病保障オプション」の脱退日直前の加入保険金額以下となります。</p>		
<p>保険期間</p>	<p>契約日からご加入者が保険年齢80歳になられた直後の契約応当日の前日まで</p>		
<p>死亡・障害の 賠償について 死亡保険金 の支払い に 関係する お支払い の 条件</p>	<p>死亡保険金は保険期間中に死亡されたときに、高度障害保険金は責任開始（復活）の時以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いいたします。高度障害状態とは身体障害の程度が責任開始（復活）の時以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。</p> <table border="1" data-bbox="288 667 1474 864"> <tr> <td style="text-align: center;">高度障害状態とは</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき<sup>(注)</sup></li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol> </td> </tr> </table> <p>(注)「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。</p> <p>※疾病の「発生」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。</p> <p>※引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認させていただく場合があります。</p>	高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき<sup>(注)</sup></li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>
高度障害状態とは	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき</li> <li>2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったとき</li> <li>3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき<sup>(注)</sup></li> <li>4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき</li> <li>7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき</li> </ol>		
<p>保険金のお支払い の条件</p>	<p>次のような場合には、保険金のお支払いはできません。 (すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき</li> <li>・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったとき ※この保険と同種の保険契約からのご加入の場合には、ご契約に際して健康状態に関する告知および診査を省略することができません。</li> <li>・ご契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取消しとなる場合があります。）</li> <li>・ご契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約が無効となったとき</li> <li>・ご契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約または特約が解除となった場合</li> </ul> <p>&lt;死亡保険金について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任開始（復活）の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。）</li> <li>・ご契約者の故意によるとき</li> <li>・死亡保険金受取人の故意によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul> <p>&lt;高度障害保険金について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき</li> <li>・ご契約者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>・被保険者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）</li> </ul>		
<p>キャッシュバック特約の取扱い</p>	<p>この保険には、キャッシュバック特約（健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用））が付加されません。従いまして、健康診断結果に応じた保険料のキャッシュバックを受け取ることはできません。</p>		

## その他のお取扱いについて

申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。
保 険 料 の 払 込 方 法	<p>新年払となり、次のとおりお取り扱いいたします。</p> <p>初回保険料：在職中の「三大疾病保障オプション」脱退日までに、引受生命保険会社指定の口座へお振り込みいただきます。</p> <p>二回目以降：ご指定の口座より引き落としさせていただきます。</p>
保 険 金 ・ 給 付 金 の 受 取 人 について	死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金・給付金の受取人は被保険者となります。
保 険 金 ・ 給 付 金 の 受 取 人 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 債権者等によるご契約の解約は、解約の通知が引受生命保険会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。</li> <li>・ 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が引受生命保険会社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金の受取人はご契約を存続させることができます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること</li> <li>②ご契約者でないこと</li> </ul> </li> <li>・ 保険金・給付金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が引受生命保険会社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①ご契約者の同意を得ること</li> <li>②解約の通知が引受生命保険会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば引受生命保険会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと</li> <li>③上記②について、債権者等に支払った旨を引受生命保険会社に対して通知すること</li> </ul> </li> </ul>
遺言の取扱いについて	ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から引受生命保険会社へご通知ください。
保 険 金 受 取 人 変 更 について	死亡保険金受取人を変更する際は、引受生命保険会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受生命保険会社に到達したとき、ご契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受生命保険会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。
解約による返 戻 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この保険は、保険期間中に解約された場合、ご加入年齢、ご加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。</li> <li>・ 解約された場合、解約して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を払い戻します。</li> </ul>
保 険 証 券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご加入後、保険証券は引受生命保険会社より直接ご契約者宛に郵送します。</li> <li>・ 保険証券の発送はご契約成立後2か月程度かかる場合があります。何卒ご了承ください。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。</li> <li>・ この保険には自動振替貸付制度はありません。</li> <li>・ この保険には満期保険金はありません。</li> </ul> <p>また、「三大疾病保障制度」については、経過年数によって、お払込保険料の合計額が保険金額を上回ることがあります。</p>

<保険金のお支払事由について>

- ・被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金のご請求はできません。
- ・死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。
- ・余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。
- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時には余命が6か月以内ではなくなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合

<ご請求について>

- ・ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約が付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。
- ・「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当定期保険(Ⅱ型)」または「無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)」の死亡保険金額です。
- ・この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。
- ※「指定代理請求者」について、詳しくは「代理請求特約[Y]について」をご覧ください。
- ・ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、引受生命保険会社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。

<お支払金額について>

- ・被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する保険料の現価を差し引いた金額をお支払いいたします。

<リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について>

- ・つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払はできません。
- (1) 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
- (2) ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき
- (3) 戦争その他の変乱によるとき
- ・この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金等のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

<指定代理請求者について>

- ・指定代理請求者は、保険金等のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
- 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
- 2. 被保険者の直系血族
- 3. 被保険者の兄弟姉妹
- 4. 被保険者の3親等内の親族
- 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。
- ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方
- イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

- ※保険金等のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- ※保険金等のお支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金等をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

<特約の付加について>

- ・死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

<ご請求・お支払いについて>

- ・お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- ・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ・ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受生命保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- ・指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受生命保険会社はその保険金のお支払状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

※指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

※指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

## 全期前納のご案内

・全期前納とは、毎年の払込期月にお支払いいただく保険料について、ご契約時に、保険料払込期間に対応する全保険料分をまとめてお支払いいただくことです。ご契約後は保険料のお払込みは必要ありません。

・前納していただく保険料は、引受生命保険会社の定める率（割引率）で割り引いていますので、毎年保険料をお支払いいただくよりも割安となっています。

・前納していただいた保険料は、引受生命保険会社の定める率（積立利率）で計算した利息をつけて積み立てておき、毎年の払込期月の契約応当日ごとに新年払保険料のお払込みに充当します。

※この利率は、金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される引受生命保険会社の利率についてはホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）でご確認ください。

・保険金をお支払いしたとき、または保険契約を解約されたとき等、保険契約が消滅した際、前納保険料の残額（注）および充当された新年払保険料のうち消滅して最初に到来する月単位の契約応当日から保険料期間の末日までの期間に相当する保険料を、保険金または解約返戻金に加えて、ご契約者（保険金をお支払いするときは、保険金のお受取人）にお支払いします。

（注）

$$\begin{array}{ccccccc} \text{前納保険料の} & = & \text{前納保険料} & - & \text{保険契約消滅時までに新年払} & + & \text{前納保険料の} \\ \text{残額} & & & & \text{保険料のお払込みに充当した金額} & & \text{積立利息}^{(*)} \end{array}$$

（※）毎年の払込期月の契約応当日ごとに新年払保険料のお払込みに充当した前納保険料の残金に対して、引受生命保険会社の定める率（積立利率）で計算した利息

## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入にあたっては「ご契約のしおり（定款・）約款」「契約概要」「注意喚起情報」の内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

# 契約概要

この「契約概要」では、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しておりますので、ご加入前に必ずお読みください。各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

〔対象となる保険商品〕

◇無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）

## 3 配当金

（三大疾病保障制度）

無配当保険ですので配当金はありません。

## 1 商品の仕組み

この保険は、所定の条件を満たされる方のために、満了者ご本人等を契約者および被保険者とする保険商品です。

主な保障内容・保険期間等は商品により異なりますので、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

## 2 主な保障内容・保険料等

### ●主な保障内容および保険期間

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）および保険期間は、企業・団体ごとの制度内容により異なります。

### ●保険料

ご加入時の年齢・性別等に基づき計算いたします。また、払込方法等も企業・団体ごとの制度内容により異なります。

※詳細は本パンフレットの該当箇所をご参照ください。

三大疾病保障制度

▶ P.1へ

## 4 引受生命保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社：〒100-0005

東京都千代田区丸の内2-1-1

# 特に重要なお知らせ

【注意喚起情報】

この「特に重要なお知らせ【注意喚起情報】」では、ご加入に際して特にご注意ください事項を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

告知書（「告知書扱」の場合）は、必ず契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）が記入してください。

ご契約成立後、保険証券をお送りしますので、お申込みの内容と違ってないかどうか、もう一度よくお確かめください。

〔対象となる保険商品〕  
◇無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）

## 1 お申込みの撤回 （クーリング・オフ制度）

- ご契約の申込日、または保険料に相当する金額（注1）をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録（注2）によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

お申込みの撤回ができない場合がありますので、詳しくは「ご契約のしおり（定款・）約款」にてご確認ください。

（注1）第1回保険料相当額を指します。

（注2）電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、当社ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/cooling-off/index>）の専用申出フォームからお申し出いただく方法を設定しております。

## 2 <「告知書扱」(注)の場合> 告知に関する重要事項（告知義務）

（注）引受生命保険会社所定の条件・要件を満たす場合、書面による告知および医師による診査を省略してご加入いただくことができます（この場合には、「告知書扱」とはなりません）。

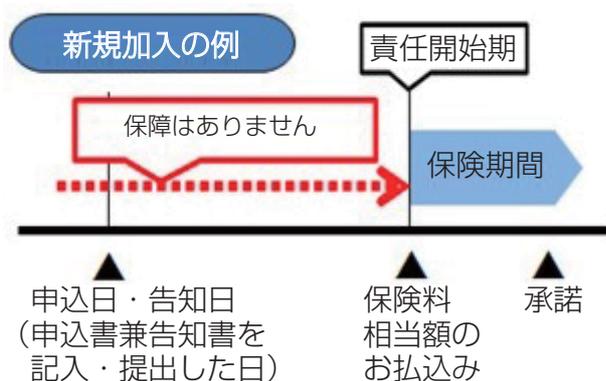
- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事

実をありのままに正確にもれなくお知らせください。

- 告知をされる場合は、指定された書面にご記入のうえご提出ください。口頭でお話しされただけでは、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 健康状態などによっては、他のご契約者との公平性を保つために、ご契約をお断りする場合があります。傷病歴等がある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知ください。
- ご契約者や被保険者が告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります（責任開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります）。この場合、保険金等をお支払いしません。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しできない場合があります（返戻金があるときは、その金額をご契約者にお支払いいたします）。
- 告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を取消しとさせていただくこともあります（2年経過後にも取消しとなる場合があります）。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 3 責任開始期

- お申し込みいただいたご契約を引受生命保険会社が承諾した場合には、告知（「告知書扱」の場合）と保険料に相当する金額（注）のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。



ただし、団体定期保険等の保険契約を脱退し、その保険契約の脱退時点の保険金額の範囲内で、書面による告知および医師による診査を省略してご契約される場合には、保険料に相当する金額（注）のお払込完了後、脱退日の翌日からご契約上の保障が開始されます。

（注）第1回保険料相当額を指します。

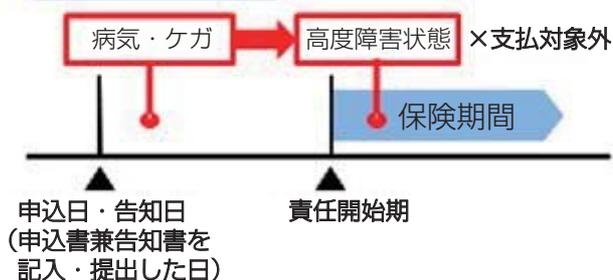
- 生命保険募集人は、お客さまと引受生命保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受生命保険会社が承諾したときに有効に成立します。

#### 4 保険金・給付金をお支払いできない主な場合

- 責任開始期前の疾病や傷害を原因とするときは、原則として、保険金・給付金はお支払いできません。

- ・「告知書扱」で加入された場合、責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合には、高度障害保険金や入院給付金等のお支払いはできません。ただし、ご契約の際の告知などにより引受生命保険会社がその原因の発生を知っていた場合などには、お支払いすることがあります。

##### 高度障害保険金の例



- ・「個人保険への加入」または「他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い」の規定により加入された場合、加入前後のご契約の保険種類や給付種類等によりお取扱いが異なります。詳細は、「ご契約のしおり（定款・）約款」にてご確認ください。
- ・責任開始期前の疾病や傷害を原因とする場合であっても、責任開始日から2年経過した場合は、普通保険約款・特約（条項）に特に規定があるときは入院給付金等をお支払いすることがあります。

- 次のような場合には、保険金・給付金をお支払いできません。

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったとき（「告知書扱」の場合）
- ・保険契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約または特約が解除となった場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- ・保険契約者、被保険者または受取人による詐欺の行為を原因として、ご契約または特約が取消しとなったとき

- ・保険契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約または特約が無効となったとき

- ・保険金・給付金の免責事由に該当したとき（例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人等の故意または重大な過失による支払事由該当など）

#### 5 他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い

- 「個人保険への加入」または「他の保険契約からのお申込みの際の特別取扱い」の規定により加入された場合、加入前後のご契約の保険種類等により、保険金・給付金のお支払い、保険料の払込免除、告知義務および告知義務違反による解除のお取扱いが異なります。詳細は、本パンフレット・「ご契約のしおり（定款・）約款」にて必ずご確認ください。

#### 6 保険料のお払込み

- 保険料は、あらかじめ定めた払込方法で払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。

※ご契約時にまとめてお払い込み（全期前納）いただくご契約以外の場合

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、保険料払込猶予期間を設けています。
- 保険料払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効（ご契約の効力がなくなり、保障がなくなる）ことです。
- ご契約が失効した場合、失効取消可能期間（失効日からその日を含めて2ヵ月間）中に未払込保険料を払い込まれたときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます。ただし、失効取消のお申し出前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内（無配当医療保険については6ヵ月以内）であれば、ご契約の復活を申請することができます（ただし、失効取消可能期間中は除きます）。この場合、改めて告知をいただくとともに、失効している期間の保険料（およびその利息）のお払込みが必要となります（健康状態などによっては、復活できない場合があります）。
- ご契約の復活を引受生命保険会社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

## 7 解約と返戻金

- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによって異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約時の返戻金については「ご契約のしおり（定款・）約款」をご参照ください。

## 8 保険金額等が削減される場合

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。  
(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

## 9 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先

15ページの加入手続き等に関するご照会先

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口

0120-661-320

受付時間：平日9:00～17:00

(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)

- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 10 保険金・給付金等のご請求

- 満了後の保険金・給付金等のご請求は、引受生命保険会社と直接お手続きいただけます。保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに「ご契約のしおり（定款・）約款」記載の相談コーナーにご連絡ください。

※保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

※ご請求があった場合で引受生命保険会社が必要と認めるときには、医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

- 保険金・給付金等のお支払事由、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり（定款・）約款」等に記載しておりますので、ご確認ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、詳細については、引受生命保険会社にご照会ください。
- 被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、被保険者がご請求できない特別な事情がある場合、代理請求特約などにより、死亡保険金受取人やあらかじめ指定した指定代理請求者が請求できることがあります。この場合、ご契約者より死亡保険金受取人や指定代理請求者に対し、「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください（代理請求の対象となる保険金・給付金の範囲、代理請求できる方などの詳細については「ご契約のしおり（定款・）約款」等でご確認ください）。
- 引受生命保険会社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ず「ご契約のしおり（定款・）約款」記載の相談コーナーにご連絡ください。

## 11 保険金・給付金等の確認

- 引受生命保険会社の職員または引受生命保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

## 12 個人情報の取扱い

### 【個人情報の利用目的】

- お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、ご契約のお申込みに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、引受生命保険会社は取得させていただきましたお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・引受生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

### 【個人情報の留意事項】

- 個人情報の取扱いについて、特にご留意いただきたい事項は以下のとおりです。

#### <お客さまの身体・健康状態に関する情報について>

- ・お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- ・また、取得させていただきました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- ・なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

#### <再保険にかかる取扱いについて>

- ・お申し込みいただきました保険契約について、再保険を行うことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。
- ・再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、ご契約者・被保険者のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。
- ・再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

#### <保険料口座振替にかかる取扱いについて>

- ・お客さま（口座名義人様）に関する個人情報は、生命保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。
- 引受生命保険会社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご覧ください。

## 13 契約内容登録制度 ・契約内容照会制度

- 引受生命保険会社は、一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（総称して以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を協会に登録しております。
- 協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。

※無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）には、「契約内容登録制度・契約内容照会制度」はありません。

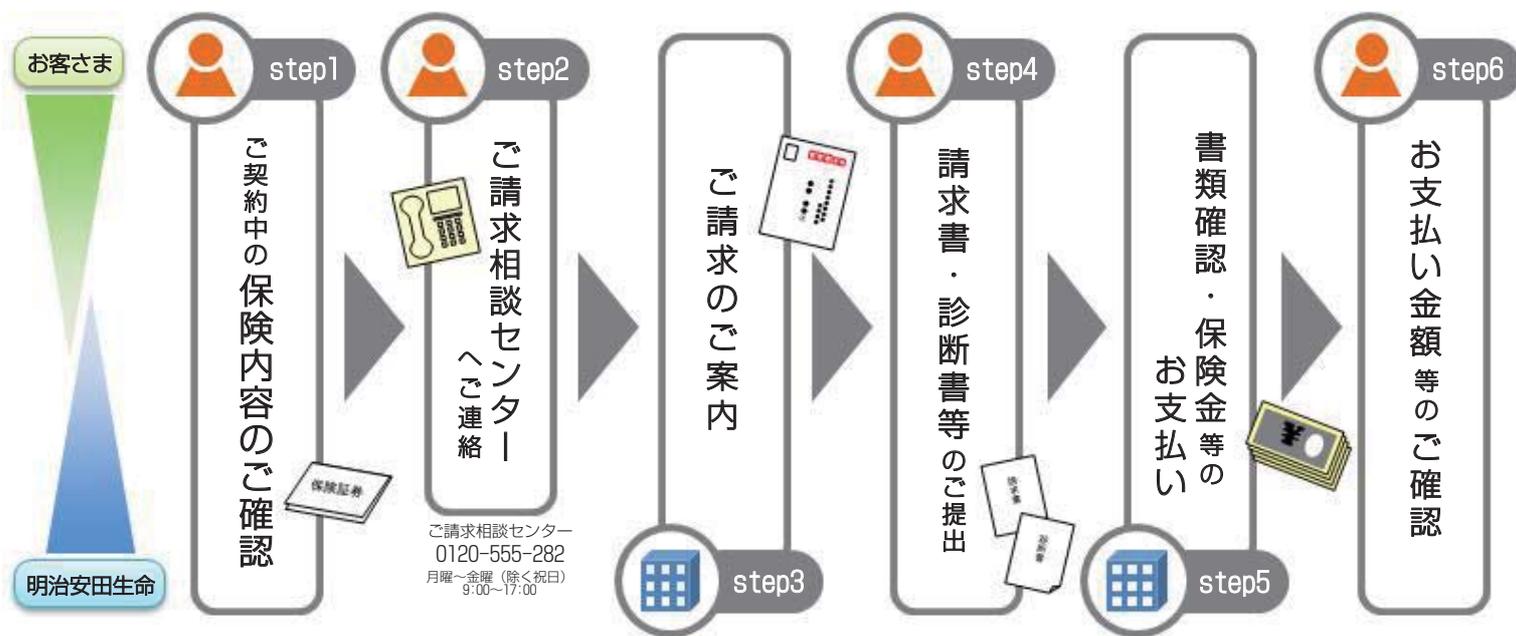
契約概要・注意喚起情報に記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

# MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

A series of horizontal dotted lines for writing.

# ご請求手続きについて



※ご加入の際は、「契約概要」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を事前にご一読ください。  
 ※ご加入後の保険金のご請求等は引受生命保険会社に直接お申し出ください。

※引受生命保険会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと引受生命保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受生命保険会社が承諾したときに有効に成立します。

◆ご契約の詳細は、「ご契約のしおり（定款・）約款」に記載されています。  
 「ご契約のしおり（定款・）約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。  
 引受生命保険会社までお問い合わせください。  
 【「ご契約のしおり（定款・）約款」記載事項の例】

●お申込みの撤回（クーリング・オフ）について	●解約と返戻金について	●健康状態等の告知義務について
●契約内容の変更等について	●保険金等をお支払いできない場合について	●「生命保険契約者保護機構」について

「生命保険契約者保護機構」について  
 引受生命保険会社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(\*)を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。）また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。  
 詳細については、保護機構 (<https://www.seihrngo.jp/>) をご覧ください。  
 (\*)破綻前5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受生命保険会社または保護機構のホームページで確認できます。

## （三大疾病保障制度）

※引受生命保険会社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

## 加入手続き等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口  
 明治安田生命保険相互会社  
 北海道公法人営業推進部

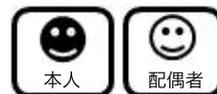
ご照会窓口：011-242-7280

受付時間：月～金（祝日、年末年始は除く）9：00～17：00

# 一時払傷害保険

天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険

加入対象者



## 意向確認【ご加入前のご確認】

この制度は満了後の以下の補償の確保を主な目的としており、満了時「傷害保険オプション」にご加入されていた方のみお申し込みいただけます。ご加入にあたってはご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

## 保 険 期 間

保険料のお払い込みがあった月の翌月 1 日から **10 年間**です。

※保険契約申込書にてご確認ください。

## ご契約者について

保険期間開始日現在、**満 15 歳～満 75 歳までの方が対象**となります。

※以下の職業または職務に該当する方は、ご契約いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

## 保険金お支払いの対象となる事故

『一時払退職者傷害保険』は、国内外を問わず、被保険者（保険の対象となる方）が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、保険金をお支払いする保険です。また、偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に被保険者（保険の補償を受けられる方）が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用等を補償します。

## 補償内容 ・ 保険料

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

**職種級別：A級（無職・教員・事務・販売など）の場合**（A級：危険の少ない職業）

申込型		10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料		10万円	20万円	30万円	40万円
傷害	死亡・後遺障害保険金	276.5万円	671.9万円	1,156.0万円	1,756.9万円
	入院保険金日額	4,000円	7,000円	8,500円	10,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,500円
	手術保険金	2・4万円	3.5・7万円	4.25・8.5万円	5・10万円
賠償責任保険金		1億円	1億円	1億円	1億円

**職種級別：B級（農業・自動車運転手・建設作業者など）の場合**（B級：危険の大きい職業）

申込型		10G型	20G型	30G型	40G型
一時払保険料		10万円	20万円	30万円	40万円
傷害	死亡・後遺障害保険金	155.0万円	230.7万円	487.6万円	986.8万円
	入院保険金日額	2,000円	6,000円	7,000円	8,000円
	通院保険金日額	1,000円	2,000円	3,000円	3,000円
	手術保険金	1・2万円	3・6万円	3.5・7万円	4・8万円
賠償責任保険金		1億円	1億円	1億円	1億円

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、遅滞なく取扱代理店へお申し出ください。

A級職種⇒B級職種へ変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について追加保険料のお支払い込みが必要となります。

B級職種⇒A級職種へ変更の場合、保険金額・日額は変更せず、保険料の差額について返還します。

※2022年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。

※賠償責任保険金（賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約）をセットしないご契約も可能です。ご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 主な特約

主な特約	補償内容
天災補償特約	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とするケガも補償します。
熱中症補償特約	死亡保険金以外について、日射または熱射による身体の障害を補償します。
食中毒補償特約	死亡保険金以外について、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒による身体の障害を補償します。

◆お客さまが実際に契約する特約については、保険契約申込書にてご確認ください。

（熱中症補償特約・食中毒補償特約は自動セットです。）

◆セットする特約により、支払事由・免責事由等が変更となる場合があります。

# 賠償責任について

## 【賠償事故の例】

自転車で歩行人にぶつかり、相手側に大ケガをさせた。

(工作中的賠償事故は除きます。)



詳細は〈参考〉自転車保険の加入義務化についてをご覧ください

飼犬が他人に噛みつき、ケガをさせた。



・ご自宅の屋根瓦や窓辺に置いてあった物が落ちて歩行人にケガをさせた。

(不可抗力の場合を除きます。)

・買物中、誤って商品を破損させた。  
・ゴルフプレー中にボールが人に当たりケガをさせた。



### ★国内示談交渉サービス付

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者にご協力いただけない場合等は利用できません。また「もらい事故」のように被保険者に損害賠償責任がない場合は、当該サービスの対象外です。

## 〈参考〉自転車保険加入の義務化・努力義務化の動きの広がり

自転車事故で他人にケガをさせてしまい加害者となるケースがあります。

2023年4月1日現在、32都府県において、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化、10道県において努力義務化する条例が制定されています(公布日ベース)。

出典：国土交通省 HP

### 【ご参考】自転車事故の高額賠償判決例

(日本損害保険協会「知っていますか?自転車の事故」より)

賠償命令額 (概算額)	9,521万円	9,266万円	6,779万円
事故の概要	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中で自転車で歩行中。歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 神戸地方裁判所/平成25年7月4日判決	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。 東京地方裁判所/平成20年6月5日判決	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 東京地方裁判所/平成15年9月30日判決

# 傷害事故について

## 【傷害事故の例】

交通事故に遭い骨折した。



地震が発生し、崩れてきた壁でケガをした。



スキー中に転倒し、アキレス腱が切れた。



## 保険金のお支払い事例 (職種級別：A級 申込型：20G型の場合)

### 入院・手術、通院

【事由】駅の階段で足がもつれて転倒。右足首を捻挫してしまい、整形外科に7日通院した。

【支払保険金】通院保険金：日額2,000円×7日 14,000円

### 賠償責任

【事由】信号待ちをしていた自動車に自転車で衝突し、バンパーに傷をつけてしまった。

【支払保険金】賠償責任保険金：57,463円 (バンパー修理代)

# 保険金のお支払いについて

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		次の事由によって生じた傷害
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額（同一の契約年度に生じた事故による傷害に対して既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>● 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>● 被保険者の無免許運転、法令に定める酒気帯び運転または麻薬などを使用している間の運転中に生じた事故</li> <li>● 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失</li> <li>● 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</li> <li>● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動（ただし、テロ行為を除きます。）</li> <li>● むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見（検査等によって認められる異常所見）のないもの</li> </ul>
後遺障害保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度により死亡・後遺障害保険金額の4%～100%（契約年度ごとに合算し死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。）	
入院保険金	傷害により、入院した場合	1日につき、入院保険金日額（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ）	次の間に生じた事故によって被った傷害
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合（ただし、1事故につき手術1回が限度）	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間</li> <li>● 自動車等、モーターボートなどの乗用具を用いて競技等をしている間、または競技場等において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間</li> </ul>
通院保険金	傷害により、通院した場合（通院とは、医師が必要であると認め、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領のためのものは含みません。）	1日につき、通院保険金日額（ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院で、かつ、90日が限度）	告知義務違反によりご契約が解除された場合（注）

（注）告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

## 別表1 保険金を支払わない運動等について

山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

（注2）グライダーおよび飛行船を除きます。

（注3）職務として操縦する場合を除きます。

（注4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
<b>賠償責任 保険金</b>	<p>被保険者が、イ、ロの偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の財物を壊してしまったり（注）、法律上の損害賠償責任を負った場合</p> <p>イ. 被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 （例）ご自宅の屋根瓦や窓辺に置いてあった物が落ちて歩行人にケガをさせた。 （不可抗力の場合を除きます。）</p> <p>ロ. 日常生活に起因する偶然な事故 （例）1. 自転車運転中に、歩行人にケガをさせた。 2. 買物中、誤って商品を破損させた。 3. ゴルフプレー中にボールが人に当たりケガをさせた。 （注）日本国内において発生した事故により電車等を運行不能にした場合を含みます。</p> <p>※被保険者の範囲については、<b>別表2</b>をご参照ください。</p>	<p>被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために要した必要・有益な費用等。なお、損害賠償金は1回の事故につき、保険証券記載の賠償責任保険金額が限度。</p> <p>※国内示談交渉サービス付</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。</p>	<p>次の事由によって生じた損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約者、被保険者の故意</li> <li>● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱または暴動（ただし、テロ行為を除きます。）</li> <li>● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> </ul> <p>次の損害賠償責任を負担することによって被った損害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任</li> <li>● 同居の親族に対する賠償責任</li> <li>● 預かっていたまたは借りていた他人の財物についての賠償責任</li> <li>● 船舶・車両などの所有、使用または管理に起因する賠償責任（車両には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート、身体障害者用車いす・歩行補助車を含みません。）</li> </ul>

**別表2** 賠償責任保険金（賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約）の被保険者の範囲について

賠償責任保険金（賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約）における被保険者は、本人のほか、次のいずれかに該当する方をいいます。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。
- ⑤ ①から③までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する方は本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は責任無能力者の親族に限ります。

なお、本人またはその配偶者との続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

## 保険金のお支払いに関するご注意

- ・「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、交通事故、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、靴ずれ、しもやけ、日やけ、各種職業病は該当しません。ここでいう「傷害」には、有毒ガスまたは有毒物質により急激に生ずる中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒を含みます）。
- ・保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。
- ・入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金をお支払いしません。
- ・対象となる治療は（医師法上の）医師が必要であると認め、医師が行なう治療です（当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます）。
- ・医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ・被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等の傷害を被った特定の部位（注1）を固定するために、被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注2）を常時装着したときは、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。  
（注1）1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。） 3. 肋(ろっ)骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。） 4. 中手骨含む手指、中足骨含む足指、鼻のケガの場合は固定期間の対象外です  
（注2）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋(ろっ)骨固定帯、サポーター等は含みません。
- ・既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- ・手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

## 告知義務について

保険契約者または被保険者になる方は、ご契約時において、明治安田損害保険(株)が告知を求めたもの（告知事項）について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として、保険契約申込書に☆印または★印がついている項目のことです。その告知した内容（保険契約申込書の記載内容）が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

特に、被保険者（保険の対象となる方）の職業または職務、他の保険契約等（注）の有無については十分ご注意いただき、保険契約申込書に正しく記載してください。

（注）ここでいう「他の保険契約等」とは、傷害による死亡（後遺障害）、入院（手術）、通院を補償（保障）する商品をいい、傷害保険契約、医療保険契約、生命保険契約または共済契約をいいます。

## 通知義務等について

ご契約後において、告知した内容のうち職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご通知ください。遅滞なくご通知いただけない場合は、ご契約が解除されたり、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】 職業または職務に変更が生じた場合  
(新たに職業に就いた場合、職業をやめて無職となった場合を含みます。)

●変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約が解除されることがあります。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

●ご契約後、ご契約者が住所または通知先を変更された場合は、ただちに取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご通知ください。  
ご通知いただかないと重要なお知らせがご案内できないこととなります。



## 特約の補償の重複について

賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約（傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や明治安田損害保険(株)以外の保険契約・特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、ご契約ください。（\*）

（\*）1契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解除したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

## 死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約された場合には、保険契約が無効となります。

## クーリング・オフについて

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても契約の申込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行うことができます。詳しくは「重要事項説明書（重要事項のご説明）」をご覧ください。

## 満期返れい金・契約者配当金

一時払退職者傷害保険（普通傷害保険）には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 事故が発生した場合のお手続き

### ●まずご連絡ください。

事故が発生した場合には、事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。

- 取扱代理店 **明治安田生命保険相互会社 コミュニケーションセンター**  
フリーダイヤル（無料） **0120-555-282**  
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

- または明治安田損害保険(株)にご通知ください。

ご通知いただかないと、保険金を全額お支払いできない場合がありますのでご注意ください。  
特約の保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

- ◆印鑑証明書、住民票等の被保険者（保険の対象となる方）であることを確認するための書類
- ◆他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等の、明治安田損害保険(株)が支払うべき保険金の額を算出するための書類

### ●代理請求制度について

保険金について、被保険者（保険の対象となる方）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、被保険者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。この場合、約款に定める書類のほか、健康保険証の写しまたは住民票等の被保険者の代理人であることを確認するための書類をご提出いただく場合があります。

- （1）被保険者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
- （2）上記（1）の方がいない場合または上記（1）の方に保険金を請求できない事情がある場合、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- （3）上記（1）および（2）の方がいない場合または上記（1）および（2）の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記（1）以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記（2）以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

### ●必ずご相談ください。

賠償責任を補償する特約をあわせてご契約の場合で、損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、賠償事故などに関わる示談につきましては、必ず明治安田損害保険(株)とご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前にご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

## ご契約の解約について

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にお申し出ください。  
ご契約者からの通知により、ご契約を保険期間中に解約した場合、ご契約の経過年月数(注)に応じて、お払い込みいただいた保険料に所定の率を乗じた額を返還いたします。

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

## 重大事由による解除について

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ①ご契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合
  - ②ご契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ③被保険者または保険金受取人が、保険金の請求について詐欺を行った場合 など
- この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

## 個人情報の取扱いに関する事項

明治安田損害保険(株)はお客様の情報を、必要に応じ、次の目的で利用させていただきます。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- ◆関連する会社(※)を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
(※) 明治安田生命保険相互会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。
- ◆当社業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービスの充実
- ◆その他保険に関連・付随する業務

要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

なお、上記利用目的に必要な範囲で、代理店・業務委託先(明治安田生命保険相互会社を含みます)、保険金支払いに係る関係先や再保険会社等へ、この契約に係るお客様の情報を提供することがあります。

また、適正な保険契約のお引受け等を目的とし、他の損害保険会社等との間で、お客様の情報を共同利用することがあります。

詳しくは明治安田損害保険(株)ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

## 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、保険期間が1年を超える傷害保険契約は、契約者保護のしくみである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、引受損害保険会社の経営が破綻した時点で保険料等の算出の基礎となる予定利率が主務大臣の定める基準利率を過去5年間常に超えていた場合は、保険金、返れい金等の補償割合は90%を下回ります。

## I 24 時間健康・医療相談サービス

### サービス内容

幅広い分野のご相談について、専用ダイヤル（通話料無料）でご利用いただけます。

- ① 相談受付日時 **24 時間 365 日**
- ② 利用対象者 **本人とご家族（被扶養者）**
- ③ 相談回数 **利用回数に制限はありません。年間を通じ何回でもご利用いただけます。**
- ④ 相談方法 **お電話での相談となります。**
- ⑤ 相談にあたって 対応者に「**明治安田損保 一時払退職者傷害保険の契約者です**」とお申し出ください。（本人・家族の別、性別、お名前、証券番号等をお聞きすることがあります。）

### ご相談の内容

#### 健康づくり

- ◆健康のための栄養・食事
- ◆適切な運動

#### 健康管理

- ◆健診内容や結果の見方
- ◆予防接種の種類や接種時期

#### 妊娠・出産・育児

- ◆妊娠・分娩について
- ◆乳幼児の食事
- ◆育児の悩み

#### 小児救急相談

- ◆24 時間小児科医相談

#### 休日・夜間・救急医療機関案内 専門医相談（予約制）

- ◆専門医：内科・外科・小児科医などへの相談

#### からだの症状と対処法

- ◆からだの症状の不安
- ◆応急処置

#### 医師にかかる前に

- ◆受診の目安
- ◆医療機関の情報

相談にあたるヘルスアドバイザーは、全員が**保健師、看護師、管理栄養士**等の有資格者です。



### ご相談例

相談者		相談内容	
性別	年齢	区分	要旨
男性	60 歳代	治療法	初期の前立腺がんと診断され、ホルモン治療により PSA が 2.84 に下がった。医師からはホルモン療法で完治させるのは難しいので、手術や放射線治療を勧められているが…
男性	40 歳代	病院情報	1 歳の息子が 40 度以上の熱が出ている。正月でも受診できる小児科病院を教えてください。
女性	30 歳代	対処法	2 歳の娘が突然嘔吐を繰り返したのち、下痢が続いている。受診したら嘔吐下痢症と診断された。水分は取れているが、下痢が続いている間、食事はどのようにしたらよいか？
女性	60 歳代	症状	2 週間ほど前から右目だけがサングラスをかけたように視界が茶色くなり、夕方は色が濃くなる原因は何か？近くの眼科医よりも大学病院に行くべきか？
男性	50 歳代	専門医相談	56 歳の妻が脳出血で、現在右片側麻痺が続いている。出血部の血腫は自然吸収で様子を見ている。時間がかかって後遺症の少ない方で治療をしていきたいと思うがアドバイスを…
女性	20 歳代	育児	4 歳の息子が最近暴力的になり、保育園で友達を叩く。注意しても親の言うことを聞かず困っている。どのように躱けたらよいか悩んでいる。
男性	40 歳代	対処法	雪の上を歩いていて転び、顔や頭をぶつけた。頭痛があり、何となく食欲もない。心配だが受診したほうがよいか？

## サービス内容

介護のご相談について、専用ダイヤル（通話料無料）でご利用いただけます。

- ① 相談受付日時 **24 時間 365 日**  
 ※介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介は、月～金曜日 午前 10 時～午後 4 時  
 （祝日・年末年始を除きます。）となります。
- ② 利用対象者 **本人とご家族（被扶養者）**
- ③ 相談回数 **利用回数に制限はありません。**年間を通じ何回でもご利用いただけます。
- ④ 相談方法 **お電話での相談となります。**
- ⑤ 相談にあたって 対応者に「**明治安田損保 一時払退職者傷害保険の契約者です**」とお申し出  
 ください。（本人・家族の別、性別、お名前、証券番号等をお聞きすることがあります。）

## ご相談の内容

- ◆介護や介護予防に関するご相談
- ◆公的介護保険に関する情報提供
- ◆要介護認定申請に関するご相談
- ◆介護サービス事業者のお取次ぎ・ご紹介
- ◆その他介護に関する悩み



介護に関するご相談は、**ケアマネジャー**や**社会福祉士**が直接ご相談をお受けいたします。



## ご相談例

相談者		相談内容		
性別	年齢	区分		要旨
男性	40 歳代	介護相談	一般相談	遠方の母親。体は丈夫だが精神科を 2 回受診。幻聴・幻視・妄想癖、夜の徘徊などがあり、同居の父親が困っている。
女性	不明	情報提供	福祉用具	親 70 歳。腰痛治療中だが、介護保険の申請方法がわからない。
女性	60 歳代	サービス提供	一般相談	母親ががんで入院中。痰がからむため退院後の吸引器のレンタルは可能か。
女性	60 歳代	介護相談	一般相談	夫が脳出血で入院中。転院を勧められているが、身動きができない状態。どうすればよいか。
女性	40 歳代	情報提供	介護保険	遠方の親が要介護認定の申請をしたが、その後どうなっているのかわからないので、申請後の手続きについて教えてほしい。
女性	50 歳代	介護相談	一般相談	要介護 1 の 80 歳母親。施設に入れようか迷っている。歩行可だが、足・腰に痛みがあり、痛み止めを服用中。
男性	不明	サービス提供	福祉用具	ベッドや車椅子など福祉用具の割引や利用について教えてほしい。
女性	50 歳代	情報提供	介護保険	75 歳母親。1 か月前胸椎の骨折。痛みはあるが手術はしない。外出もできない。介護保険の対象になるか。

- 本サービスは、明治安田損害保険（株）の委託先である明治安田ライフプランセンター（株）がご提供します。
- 本サービスは、保険証券記載の保険期間中にご利用いただけます。なお、サービスは予告なしに変更または中止することがあります。この場合、改定内容および改定日をご契約者さまあて通知もしくは公表します。
- 本サービスは、明治安田損害保険（株）が提供する保険商品（普通傷害保険）の一部を構成するものではありません。

## お問い合わせ窓口

### ● 損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

#### 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

フリーダイヤル（無料） **0120-255-400**

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

### ● 指定紛争解決機関

明治安田損害保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。明治安田損害保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

#### 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター

ナビダイヤル（有料） **0570-022808**

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

【受付時間】午前9時15分～午後5時（土・日・祝日および年末年始を除きます。）

詳しくは一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp/>) をご覧ください。

## その他のご注意事項

### ● このパンフレットは、商品の概要を説明したものです。

保険金のお支払条件、ご契約の手続き、告知・通知義務、その他の詳しい内容は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)にご照会ください。

● 取扱代理店は、明治安田損害保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、契約条件変更のご通知の受領等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、明治安田損害保険(株)と直接契約されたものとなります。

● 取扱代理店または明治安田損害保険(株)が保険料を領収してはじめて保険金支払いの責任を負います。保険料は必ずご契約と同時に振り込みくださるようお願いいたします。なお、所定の口座に保険料をお振り込みいただいた場合は、原則として保険料領収証の発行を省略させていただきます。

● ご契約に際しましては、必ず「**重要事項説明書（重要事項のご説明）**」・「**ご契約のしおり**」をご覧ください。

● 保険証券は、お客さまのご契約内容を記載したものです。内容をご確認のうえ、約款・特約集とともに大切に保管してください。なお、ご契約後1か月を経過しても届かない場合は、取扱代理店または明治安田損害保険(株)までお問い合わせください。

## 用語の解説

用語		解説
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
う	運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布（注）のみに起因するものを除きます。 （注）特定の者への伝達を含みます。
き	危険	傷害の発生の可能性をいいます。
	軌道上を走行する陸上の乗用具	自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス（注）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は除きます。 （注）専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいい、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
	競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
こ	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
	公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすること（電磁的方法による場合を含みます。）によって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
	自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。

用語		解説
し	手術	<p>次のいずれかに該当する診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として 列挙されている診療行為（注1）。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。</p> <p>ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術</p> <p>② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3）</p> <p>（注1） 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。</p> <p>（注2） 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。</p> <p>（注3） 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為 ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。</p>
	乗用具	<p>自動車等、モーターボート（注）ゴーカート、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。</p> <p>（注） 水上オートバイを含みます。</p>
	親族	<p>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</p>
た	他の保険契約等	<p>この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>
ち	治療	<p>医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。</p> <p>（注） 被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。</p>
	通院	<p>病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。</p>
	通院保険金日額	<p>保険証券記載の通院保険金日額をいいます。</p>
て	電磁的方法	<p>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。</p>
に	入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
	入院保険金日額	<p>保険証券記載の入院保険金日額をいいます。</p>
は	配偶者	<p>婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。</p>

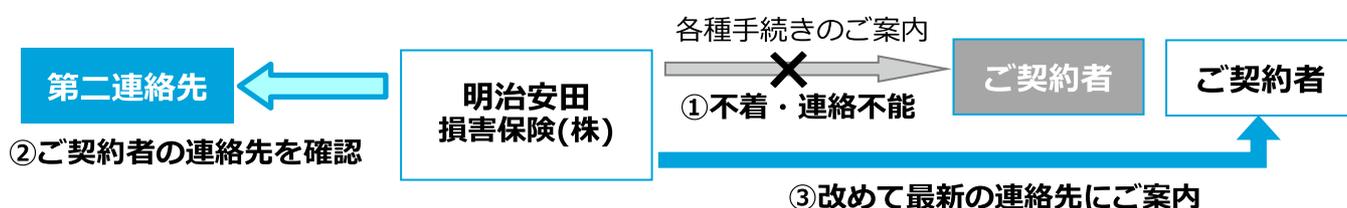
用語		解説
ひ	被保険者	保険の対象となる方（賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約の場合は、保険の補償を受けられる方）のことで。
ほ	保険期間	その期間内に保険事故が生じた場合、保険会社が保険金支払義務を負う期間のことで、保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭で、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金等をいいます。
	保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に、保険会社が支払う保険金の限度額のことを、保険証券記載の保険金額をいいます。
	保険契約者	保険会社に保険契約の申し込みをする方のことをいいます。保険契約者は保険料の支払義務、告知義務、通知義務などの保険契約に基づく義務を負うこととなります。
	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことをいいます。保険契約の申し込みをしても、払込期日までに保険料の払い込みがなければ、補償はされません。
み	未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## 第二連絡先のご登録について

### 第二連絡先とは？

大規模災害等が発生してご契約者・被保険者との連絡が困難となった場合や、明治安田損害保険(株)から送付する各種お手続きのご案内等が届かない場合に備えて、ご契約者とは別に、ご家族の連絡先（第二連絡先）のご登録をお願いしております。

第二連絡先をご登録いただきますと、ご契約者と連絡がとれない場合に、第二連絡先にご契約者の最新の連絡先や被保険者の安否などを確認させていただくことで、すみやかなご連絡・お手続きのご案内ができるようになります。



### ■「第二連絡先」にご登録可能な対象者について

- 1 契約につき 1 名のみご登録いただけます。
- 日本国内にお住まいのご家族等をご登録いただけます。  
なお、ご登録にあたっては以下の方をおすすめしております。
  - ① 死亡保険金受取人
  - ② 別居のご家族

※お手続き等のご契約後毎年お送りする「ご契約内容のお知らせ」通知をご確認ください。

# ご契約のお申し込み方法

ステップ①→ステップ④へ順を追ってお手続きいただきます。

## ステップ①

- **意思確認用紙（予約票）**をご記入のうえ、**団体窓口**にご提出ください。

⇒ 保険契約申込書を明治安田ライフプランセンター(株)からご自宅宛に送付します。

### 意向確認【ご契約前のご確認】

一時払退職者傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご契約にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申し込みください。

## ステップ②

- **保険契約申込書**に必要事項をご記入のうえ、**明治安田ライフプランセンター(株)**にご返送ください。

⇒ 保険料専用振込用紙を明治安田ライフプランセンター(株)からご自宅宛に送付します。

### 意向確認【ご契約前のご確認】

ご契約にあたっては「ご契約のしおり」、「重要事項のご説明（契約概要・注意喚起情報）」の内容とあわせて、補償内容・保険金・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申し込みください。

## ステップ③

- **保険料専用振込用紙**にて、**保険料を最寄りの金融機関**からお振り込みください。

⇒ 保険料の入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険(株)からご自宅宛に送付します。

## ステップ④

- **ご契約後にご不明な点などがございましたら、下記取扱代理店または明治安田損害保険(株)までお問い合わせ**ください。

【引受保険会社】  
明治安田損害保険株式会社  
営業推進部  
〒101-0048  
東京都千代田区神田司町2-11-1  
TEL:03-3257-3177

【取扱代理店】  
明治安田ライフプランセンター株式会社  
〒171-0033  
東京都豊島区高田3-19-10 7階  
TEL:03-5952-1061

【取扱代理店】  
明治安田生命保険相互会社  
北海道公法人営業推進部  
〒060-0005  
北海道札幌市中央区北5条西6-2  
札幌センタービル 8階  
TEL:011-242-7280

【取扱代理店】  
株式会社 メディコ北海道  
〒060-0042  
北海道札幌市中央区大通西6丁目  
北海道医師会館 3階  
TEL:011-232-8878

# ご成立までのスケジュール（例）

STEP  
1

意思確認用紙のご提出

2025年4月21日迄

STEP  
2

ご自宅へ申込書送付  
(成立するには、申込書の記入が必要です。)

2025年5月16日頃

予約内容に変更がある場合は、  
明治安田ライフプランセンター株  
式会社へご一報ください。

※申込書は事務委託先「明治安田ライフプランセンター株式会社」から発送されます。

STEP  
3

ご自宅へ初回保険料のご案内  
(申込書をご提出した方へご案内します。)

2025年6月2日頃

※保険料のお支払いは収納事務委託先「明治安田システム・テクノロジー株式会社」となります。

STEP  
4

保険料のご入金

2025年6月20日迄

STEP  
5

成立日

2025年7月1日

STEP  
6

保険証券 ご送付

※保険証券の作成および発送は「明治安田生命保険相互会社」「明治安田損害保険株式会社」が行います。  
成立日から約2ヵ月前後までに、保険商品ごとに発送致します。

ご契約成立後のご照会等は引受生命保険会社までお問い合わせください。

※上記スケジュールは、成立日を2025年7月1日とした場合の例です。成立日によってスケジュールは異なります。  
※スケジュールの詳細は、引受生命保険会社までお問い合わせください。

MY-A-24-特疾-009064T  
MYG-A-24-長傷-1008